

**議案第 2 4 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例の制定について**

**【趣 旨】**

地方自治法の一部改正により、条ずれが生じたため、当該条文を引用する条例について所要の規定の整備を行う。

**【内 容】**

関係条例（改正する条）	改正前	改正後
三田市民病院事業の設置等に関する条例 （第 5 条）	第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項	第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項
三田市水道事業の設置等に関する条例 （第 6 条）	第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項	第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項
昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び 職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する 条例（第 3 条）	第 2 4 3 条の 2 の 2	第 2 4 3 条の 2 の 8
三田市下水道事業の設置等に関する条例 （第 5 条）	第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項	第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項
三田市オンブズパーソン条例 （第 2 条第 2 号）	第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項	第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項

**【施行期日】**

令和 6 年 4 月 1 日